

群馬工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル

1 共通認識事項

- ・日頃から教職員間の情報共有を密に行うとともに、特定の教職員のみで対応せず、組織としていじめ対策委員会が対応する。
- ・いじめを受けた学生及びその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った学生の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して教育的配慮のもと毅然とした態度で指導・支援に当たる。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等関係者、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)及び関係機関等と連携の下で対応する。

2 いじめを発見するために(見逃しのない観察)

◇情報の収集

- ・アンケート、個別の面談及び学生の行動観察
- ・学生一人一人の言葉を傾聴

◇情報の共有

- ・風通しのよい職場づくり(積極的情報交換と情報の共有化)
- ・要配慮学生の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

◇相談体制の確立

- ・相談しやすい雰囲気づくり
- ・学校内外の相談窓口の周知

3 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応(手遅れのない対応)

◇機構本部へ当日報告する学生的事案は、以下のとおり

事案分類	報告基準	高専機構報告様式
いじめ重大事態	いじめの重大事態の疑いが発生した場合 ※重大事態の疑いに至らないいじめは四半期ごとに報告する。	いじめ報告様式

高専機構で制定した「いじめ防止等対策ポリシー」及び「いじめ防止等ガイドライン」本校で定めた学校いじめ防止等基本計画に基づき、対応する。

報告は、高専機構が定めた報告様式「いじめ重大事態」(疑いを含む。)に基づき報告する。重大事態に至らないいじめの認知は四半期ごとに「いじめ報告様式(重大事態以外)」により報告する。

【重大事態への対処】

(重大事態の基準) 群馬工業高等専門学校におけるいじめ防止等基本計画内

第21 いじめにより本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑

いがあると認めるとき、並びにいじめにより本校に在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。ただし、学生が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対処する。

①教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。 【いじめの認知】

- ・学生、保護者、地域等からの相談・訴え、学生の言動の観察 アンケート・各種調査の実施から、積極的に把握する。

② 把握した教職員は、速やかに、いじめ対策委員会へ報告する。

- ・勤務時間外や休日であっても、報告する。 夜間・休日連絡先：警備室 内線 9016))
報告すべき内容：日時、場所、被害者、加害者、内容や状況等 単独で判断・対応はしない。
- ・いじめ重大事態に該当する場合は、以下にアクセスし学生支援係に報告をしてください。



https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyDA44Zjc381NvAob4EU0_ZRUNk1HUTVFRk1CVkU4U05VR0Q0MEZOUVdQSS4u

③ いじめ対策 委員会は、速やかに関係学生等への事情聴取等、事実関係を明らかにするための調査を行い事実関係を把握した上で、関係学生の保護者等へ連絡する。

【事実確認・情報収集】

- ・「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・重大案件の場合は当日中に機構本部に報告
※諸事情により当日中に報告できない場合は、翌日までに機構に報告
- ・重大事態に至らないいじめの認知は四半期ごとに機構に報告
※各期発生分 第1四半期 4～6月、第2四半期 7～9月、第3四半期 10～12月、第4四半期 1月～3月)は、翌月10日を目途に提出する。

④ いじめ対策 委員会は、調査結果に基づき、関係学生等への指導・支援に係る方針を決定する。 【方針決定】

- ・学生の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー等と連携して対応する。

⑤ いじめ対策 委員会は、関係学生及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援に係る方針を説明する。

- ・教員会議において報告し、情報の共有を行う。
- ・保護者等の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥ いじめ対策 委員会は、決定した方針に基づき、関係学生への指導・支援を行う。
【具体的支援・指導】

- ・ いじめを受けた学生への心のケアやいじめを行った学生の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・ 特に配慮が必要な学生については、保護者と連携の下、学生の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・ 指導・支援の対象
 - いじめを受けた学生及びその保護者
 - いじめを行った学生及びその保護者
 - 周囲の学生(観衆、傍観者)
 - 全体指導(全校、学年、部活動、寮等)

⑦ いじめ対策 委員会、関係学生の保護者 等 へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・保護者等の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧ いじめ対策 委員会は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し(救済)、かついじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていない場合は(回復)、事案が解消されたものと判断する。【いじめの解消】

- ・ いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた学生及びその保護者等へ確認した上、いじめ対策 委員会で判断する。
- ・ 解消後も引き続き関係学生を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡する。

⑨ いじめ対策委員会による再発防止・未然防止の取組推進及び個々の案件における検証・評価・改善の実施 【事後対応】

※役割ごとの行動指針

いじめの未然防止

【学校校長，教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長，学生相談室長】

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する
- ・教育活動全体を通じた道徳教育，人権教育，法教育及び体験活動等の充実を図る
- ・学生表彰制度を活用し，自己有用感を高められる場面を設ける
- ・校内研修や教員会議において取り上げ，教職員間の共通理解を図る
- ・学生の自主的な取り組みを推進・支援する

【教職員】

- ・基本計画を理解する
- ・不適切な発言や体罰は，他の学生によるいじめを助長することを認識する。
- ・温かい声かけを心掛ける

【担任・クラブ顧問・寮務主事】

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気をクラス，クラブ，寮内全体に醸成する

早期発見

【学校校長，教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長，学生相談室長】

- ・相談体制を整備し，学校内外の相談窓口を周知徹底する
- ・定期的なアンケート調査や面談を実施する

【教職員】

- ・日頃から学生を見守り，学生が示す小さな変化や危険なシグナルを見逃さないよう努める
- ・一人一人の言葉に耳を傾け，その気持ちを敏感に感じ取るよう努める

【担任・クラブ顧問・寮務主事】

- ・学生との信頼関係の構築に努め，雑談等の中で，交友関係や悩みを把握する

いじめの認知

【情報を得た教職員】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合，行為を止めさせる
- ・いじめ対策委員会に報告する
- ・単独で判断・対応はしない

【いじめ対策委員会】

- ・重大案件の場合は当日中に機構本部に報告

※諸事情により当日中に報告できない場合は，翌日までに機構に報告

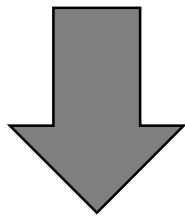
事実確認 情報収集

【いじめ対策委員会】

- ・リスク管理室と連携の上，いじめの事実の有無の確認する

確認事項：いじめの内容・期間，学生の状況，保護者の状況，原因と背景，家族や交友関係等の状況

- ・重大事態に至らないいじめの認知は四半期ごとに機構に報告



方針決定

【いじめ対策委員会】

- ・情報の整理・共通理解をする
- ・緊急度の確認をする
- ・指導方針を決定する

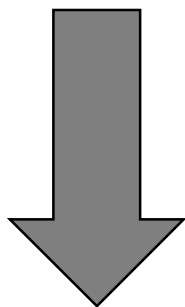
内容：いじめを受けた学生及びその保護者への支援

いじめを行った学生及びその保護者への指導

周囲の学生・全体への指導

関係機関等への支援要請の検討

- ・指導方針に基づく役割分担の決定



具体的 支援 指導

【いじめ対策委員会で役割が決定した対応教職員】

○いじめを受けた学生及びその保護者へ対応する教職員

- ・学生に寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を守り高める

○いじめを行った学生及びその保護者へ対応する教職員

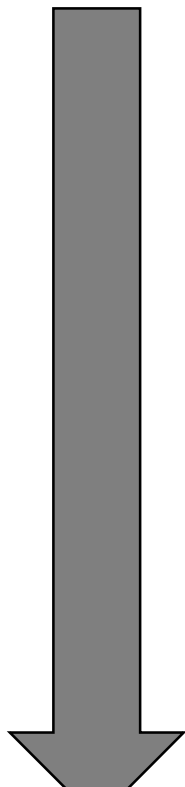
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産等を脅かす行為であることを理解させた上、自らの行為の責任を自覚させ、再発防止にむけた指導をする
- ・学生が抱える問題など、いじめをした背景にも目を向ける

○周囲の学生の担任・クラブ顧問・寮務主事

- ・クラス等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・いじめを見ていた学生に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する
- ・はやし立てるなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

【学校 校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、学生相談室長】

- ・学校全体に啓発を行う



事後対応

【いじめ対策委員会】

- ・いじめの 解消は、いじめを受けた学生およびその保護者に確認した上、判断する

【教職員】

- ・関係学生を注意深く見守る